

日本金属学会・日本鉄鋼協会託児室利用規約

第1条 利用契約

1. 託児室利用の契約は、公益社団法人日本金属学会または一般社団法人日本鉄鋼協会（以下甲という）と利用者（以下乙という）の間で行う。
2. 託児中は、原則として、甲が契約したシッター会社から派遣されるシッターが乙の子供のケアを行う。
3. 乙は、託児室利用案内に掲載された期間内に、甲が指定した申込先に申込みを行う。この際、乙は利用案内に記された内容を承諾の上、申込みしたものと見なす。

第2条 利用料金

1. 託児室利用料金の支払いは、甲が指定した方法で支払う。乙が止むを得ず利用当日に精算を行えない場合、利用日以降一週間以内に速やかに支払う。
2. 乙の都合などにより、申込み締め切り期間以降に申込み利用し、甲が契約したシッター会社への費用支出が生じた場合、あるいは、利用予定時間を当日キャンセルした場合、乙は申し込んだ利用予定時間分の費用全額を甲に支払う。

第3条 設備・消耗品等

1. 甲およびそれと契約したシッター会社は、託児室会場を確保し、以下のものを準備する。
 - 床に敷くためのマット（必要に応じて。和室の場合は準備しない）
 - 布団（利用者から希望があった場合のみ）
 - ベビーベット（4ヶ月未満のお子様の場合のみ）
2. 乙側は以下のものを準備・持参する。
 - おむつ・着替えの服
 - お尻拭き
 - 子供の昼食・おやつ

第4条 子供の健康状態・体質に関して

1. 乙の責任のもとで乙の子供が健康であることを前提に甲はこの契約を結ぶものとする。
2. 子供が伝染性の病気にかかっており、他の子供に伝染する可能性がある等の場合は、一般の保育所・幼稚園・学校の基準に準じ託児をお断りする。
3. アレルギー体質などにより、子供に与えられない食品、触れさせてはいけないものがある場合は、申込書及び託児当日の問診表にその旨明記する。乙が事前にシッターにそのことを伝えていなかった場合、万一の事故が起きても学会およびシッター会社は一切の責任を負わない。

第5条 緊急時の対応

1. 緊急時の連絡方法については、「託児室緊急時連絡方法」として別途定めるが、概略は以下のとおりである。

利用時間中に子供が急病などになった場合、シッターもしくは託児室アルバイトあるいは託児室世話人がただちに乙に連絡をする。医療機関への搬送が必要となった場合は、原則として乙が付き添う。ただし、病状が甚だしく悪いなど、一刻を争う場合は、シッターもしくは託児室世話人が医療機関への搬送手配をしたのち乙に連絡する場合がある。

第6条 補償

乙は補償事態が生じて、シッター会社が加入する保険以外の補償を甲に求めないこととする。
万が一の事故が起きても日本金属学会および日本鉄鋼協会は一切の責任を負わない。

第7条 その他

1. 本規約の条項の改廃は男女共同参画委員会が行う。
2. 本規約に定めていない事項で問題が生じた場合は男女共同参画委員会が甲の関係委員会と調整して、対応するものとする。

本規約は、2005年9月28日より施行する。

2006年10月25日一部変更

2008年9月23日一部追加

2011年2月3日一部変更

2014年7月28日一部変更